

令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務

企画提案仕様書

1 委託業務名

令和6年度「未来を変える環境教室」開催業務

2 目的

「ゼロカーボンシティみやぎ」の実現に向け、民間団体・企業等に対し広く提案を募り、民間ノウハウを活用した環境教室を開催する。

環境教室を通して参加者の環境問題への意識向上を図るとともに、動画等の手段を用いて情報発信することにより、環境教室に参加していない市民の意識向上を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

4 委託業務内容

(1) 環境教室の開催

【内容】自らの持つ技術を十分に活用し、体験を取り入れた環境教室とすること。

【対象】小学生又は中学生。保護者も対象とすることも可とする。

対象年齢は、環境教室の難易度に応じて設定すること（小学生4～6年生などと限定することも可）。

【参加人数】10人以上

【実施回数】年1回以上。

時期は問わないが、気候や学校行事等、参加しやすい時期に配慮すること。

【実施時間】90分以上

【開催場所】原則として受託者が用意すること。

ただし、事前協議の上、市が用意することも可とする。

【参加者募集】原則として受託者が募集すること。

ただし、事前協議の上、市が募集することも可とする。

その場合においても募集チラシデータ等は受託者で作成すること。

※内容や実施形態、周知方法等を具体的に提案すること。

(2) 情報発信

【内 容】環境教室当日の様子及び自らの持つ技術等を、動画又はスライド等により分かりやすくまとめ、広く市民に発信すること。

動画であれば3～5分程度、スライド資料であれば10ページ以内を目安とする。

【発信方法】環境政策課へデータを提出し、環境政策課が市ホームページに掲載する。
また、受託者のホームページに掲載することも可とする。

【実施時期】環境教室開催後、2か月以内にデータを提出すること。

ただし、年度内に実施すること。

※情報発信の方法及び内容について具体的に提案すること。

5 留意事項

(1) 業務により作成された成果物等の著作権、二次的著作物を創作する権利及び二次的著作物を利用する権利は本市に帰属するものとし、その成果物等は委託業務の期間終了後も、本市が他者の承諾を得ることなく利用、二次的創作及び二次的利用できるものとする。

(2) 受託者は、本仕様書に基づく作業に関し、第三者の著作権、肖像権及び所有権等（以下「著作権等」という。）を侵害しないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、受託者の責任及び負担において一切の処理を行うこと。ただし、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰すべきものである場合は、この限りでない。

(3) その他、仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議を行うこと。